

横浜上海友好委員会規約

(名 称)

第1条 この委員会は横浜上海友好委員会(以下「委員会」という。)と称す。

(目 的)

第2条 委員会は、両市の相互理解を深め、友好親善を増進することを目的とする。

(構 成)

第3条 委員会は、趣旨に賛同して加入した個人・法人及び団体の会員で構成される。

(事 業)

第4条 委員会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民に対する都市連携の趣旨の普及
- (2) 各種友好親善事業の計画及び実施
- (3) その他必要な事業又は行事の開催

2 前項の事業を円滑に推進するため、委員会にワーキンググループを置く。
ワーキンググループの内規は別途定める。

(役員及び会員)

第5条 委員会に会長1名、副会長4名、理事若干名、幹事2名の役員を置く。

2 会員は、第3条に示す個人・法人及び団体の役員をもってこれにあてる。

(役員の仕事及び任期)

第6条 役員は会員の互選とする。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときその職務を代理する。

4 理事は、会長・副会長を補佐し、会務をつかさどる。

5 監事は、委員会の出納を監査し、その結果を委員会に報告する。

6 役員の仕事は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

(顧 問)

第7条 委員会に顧問及び参加を置くことができる。

2 顧問及び参加は会長が委嘱する。

(会 議)

第8条 総会は年一回会長がこれを招集し、予算・決算など重要事項を議決する。

ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

2 理事会は、会長・副会長・理事で構成し、会務の執行に必要な事項を協議決定する。

(事務局)

第9条 委員会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、会長が委嘱する。

(経費)

第10条 委員会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 会費は個人(年額)2,000 円、法人及び団体(年額)は 10,000 円とする。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(その他必要事項)

第12条 前各条に定めるものの外、必要な事項はその都度委員会において決定する。

附 則

この規約は、昭和49年3月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年5月1日から施行する。